

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月11日

【四半期会計期間】 第104期第1四半期
(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石田 建昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 大野 哲嗣

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 大野 哲嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第103期 第1四半期 連結累計期間	第104期 第1四半期 連結累計期間	第103期
会計期間		自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
営業収益	(百万円)	19,266	20,702	82,700
純営業収益	(百万円)	18,876	20,395	81,374
経常利益	(百万円)	6,272	6,625	28,524
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益	(百万円)	4,271	5,155	18,499
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	4,134	7,559	22,178
純資産額	(百万円)	142,796	159,085	157,351
総資産額	(百万円)	572,769	526,548	458,106
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	16.06	19.33	69.51
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	16.02	19.30	69.33
自己資本比率	(%)	24.5	29.8	33.8

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社、子会社19社及び関連会社5社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、東海東京SWPコンサルティング株式会社は、平成27年5月に商号を東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社に変更し、同年6月に金融商品取引業に係る廃業の届出を行ったため、当該会社の主要な事業の内容は、「コンサルティング業」となりました。

第2 【事業の状況】

本文における将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれており、将来の業績等を保証し又は約束するものではありません。

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、事業等のリスクに重要な変更及び新たに発生した事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や状況に応じ合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は特に以下の重要な会計方針及び見積りが、四半期連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

金融商品の評価

当社グループは、トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価をもって四半期連結貸借対照表価額とし、評価損益はトレーディング損益として計上しております。時価は、取引所等の市場価格のある有価証券及びデリバティブ取引等については市場価格により算定し、市場価格のない有価証券及びデリバティブ取引等については主に金利、配当利回り、原証券価格、スワップレート、ボラティリティー、契約期間等を基に算出した現在価値により算定しております。

投資有価証券の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い市場価格のある株式と、価格の決定が困難である市場価格のない株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

退職給付費用及び債務

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づいております。退職給付債務の算定にあたっては、退職給付見込額の期間帰属方法を給付算定式基準とし、割引率の設定はイールドカーブ等価アプローチによる方法により算出しております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合は、その影響は累積され、一般的には将来期間において認識される費用及び債務に影響を及ぼします。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生いたします。

(2) 当第1四半期連結累計期間の経営成績

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、緩やかながらも回復傾向が続きました。個人消費の改善は緩やかであるものの、好調な企業収益を背景とした設備投資意欲の回復や所得環境の改善に伴う消費マインドの向上等による景気回復期待が高まっております。

海外経済は、一部に弱さがみられるものの、全体としては緩やかな回復となりました。米国では雇用・所得環境や住宅市場の改善により緩やかな拡大傾向が続きました。欧州では6月末に向けてギリシャの債務問題への警戒感の高まりから不安定な状況となりましたが、ドイツを中心に景気は持ち直しが継続しました。中国では政策金利と預金準備率が引き下げられましたが、不動産や自動車販売等の低迷が響き、景気は緩やかな減速となりました。東南アジアでは米国の利上げ観測の高まりから海外マネーが引き上げられるとの懸念が浮上し、通貨安となる国が目立ちました。

株式市場では、日経平均株価が4月に19,100円台で始まった後、海外投資家による買いが継続し、上昇基調を維持しました。今年度の企業収益拡大傾向や株主還元姿勢強化への期待、米国利上げ観測の高まりによる円安を背景に、日経平均株価は6月24日に20,900円台まで上昇しました。その後、ギリシャ債務問題に対する懸念の高まりや中国株式市場の大幅下落を受けて、6月末は20,235円で取引を終えました。4～6月の東証1部の1日当たりの平均売買代金は2兆9,317億円となり、前年同期の2兆634億円を上回りました。

債券市場では、長期金利の指標である10年国債利回りが4月に0.4%台で始まった後、日本銀行によるこれまでの度重なる買い入れによって国債の品薄感が強まったことや、日本銀行が追加緩和に踏み切るとの観測から4月24日に一時0.28%まで低下（価格は上昇）しました。しかし、その後は日本銀行の追加緩和が見送られたこと、利上げ観測から米国の長期金利が上昇したこと及び過度に金利が低下した反動が出たことから、利回りは上昇（価格は低下）に転じ、6月11日に一時0.545%をつけた後、6月末は0.455%で取引を終えました。

為替市場では、日本銀行の緩和継続に加え、米国の利上げ観測からドル高円安が進みました。4月に1ドル＝118円台の安値をつけた後、6月に一時125円台の高値をつけ、6月末は122円台で取引を終えました。

当社グループは、経営計画「Ambitious 5（アンビシャス ファイブ）」を平成24年4月にスタートさせ、平成26年度以降を同計画のセカンドステージとして位置づけ、より進化した施策を推進しております。

同計画のセカンドステージでは、基本理念は堅持しつつ、お客様の利便性を高める新たな機能の取り込みやグローバルネットワークの拡充等を図り、独自性ある総合金融グループとして、「Leading Player in ASIA(リーディング プレイヤー イン アジア)」となることを目指しております。

当社グループの中核である東海東京証券株式会社では、個人営業部門において、「安定収益重視型営業」、「顧客セグメント別マーケティング戦略」に加え、「顧客採算を重視した営業」を引続き推進しており、預り資産5兆円を超えるなど、着実に成果を上げてきております。

同計画に基づくアライアンス戦略の一環として、4月にマレーシアにおいてユニバーサルバンクを展開する同国独立系最大手の投資銀行、K&Nケナンガ・ホールディングスと業務提携し、5月には資本出資いたしました。この業務提携は、両社が戦略的パートナーシップの下、それぞれのお客様のためのサービス拡充に必要な情報収集力の強化、商品提供力の拡大等を目的としております。

一方、国内におけるアライアンス戦略においては、株式会社西日本シティ銀行との合併会社である西日本シティTT証券株式会社が6月に行橋支店を開設いたしました。

また、多様化かつ高度化するお客様のご要望に応える体制を整えるべく、当社グループ内に分散する相続や税務等に係る情報提供機能を東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社（5月に東海東京SWPコンサルティング株式会社から商号変更）に集約いたしました。東海東京証券株式会社のお客様のみならず、提携合併証券会社や関係金融機関のお客様に対しても、高度なソリューションや総合的なコンサルティングの提供を行ってまいります。

地域貢献の一環として、当社グループは、ホームマーケットである中部地区に拠点を置くJ1リーグの「名古屋グランパスエイト」とオフィシャルパートナー契約を締結いたしました。同クラブの「地域のスポーツ振興」や「地域の活性化」への取り組みを当社グループも地域密着、地域貢献を目指す企業として支援するものです。

また、アジア地域においては、平成25年11月、大型台風により被災したフィリピンに当社の提携先であるメトロバンク・グループ及び国際NGOを通じて義援金を拠出しましたが、本年6月に同国レイテ島の小学校において、当社寄贈の新校舎が落成し、引渡されました。

当社グループは、今後も社会貢献活動を通じて、企業集団としての社会的責任を果たしてまいります。

当社グループの経営成績の状況は、以下のとおりであります。

受入手数料

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	4,103	4	131	0	4,240
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	40	90			130
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	29	4,922		4,952
その他の受入手数料	46	3	1,159	408	1,618
合計	4,191	127	6,213	408	10,940

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	4,848	7	222	0	5,078
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	12	103			116
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	1	9	4,258		4,270
その他の受入手数料	7	3	1,201	368	1,581
合計	4,868	125	5,683	369	11,046

当第1四半期連結累計期間の委託手数料は19.8%増加(前年同期増減率。以下、(2)において同じ。)し50億78百万円となりました。このうち株券については、東海東京証券株式会社における株式委託売買代金が30.7%増加し1兆637億円となったことから18.1%増加し48億48百万円となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は11.1%減少し1億16百万円となりました。このうち株券については69.9%減少し12百万円となりました。また、債券については15.2%増加し1億3百万円となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は13.8%減少し42億70百万円となりました。このうち受益証券については、主に日本を除くアジアの企業が発行する米ドル建てハイ・イールド債に投資するファンドや、日本株に投資するファンド等の販売が堅調であったものの13.5%減少し42億58百万円となりました。

その他の受入手数料は2.3%減少し15億81百万円となりました。このうち受益証券の代行手数料は3.6%増加し12億1百万円となりました。

この結果、受入手数料の合計は1.0%増加し110億46百万円となりました。

トレーディング損益

区分		前第1四半期	当第1四半期
		連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
株券等トレーディング損益	(百万円)	1,917	4,828
債券・為替等トレーディング損益	(百万円)	5,346	3,890
合計		7,263	8,719

当第1四半期連結累計期間の株券等トレーディング損益は、主に米国株式を中心とした外国株式の売買により151.8%増加し48億28百万円の利益となりました。

また、債券・為替等トレーディング損益は、外貨建債券・仕組債の売買の減少等により27.2%減少し38億90百万円の利益となりました。

この結果、トレーディング損益の合計は20.0%増加し87億19百万円の利益となりました。

販売費及び一般管理費

当第1四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、取引関係費が取引量増加に伴う支払手数料の増加等から25.9%増加し34億19百万円、人件費は0.3%増加し69億83百万円となりました。

また、不動産関係費は0.4%減少し14億85百万円に、事務費は8.3%増加し15億78百万円となり、減価償却費は1.5%増加し4億48百万円となりました。

この結果、販売費及び一般管理費の合計は7.1%増加し145億97百万円となりました。

営業外損益

当第1四半期連結累計期間の営業外収益は17.6%減少し8億51百万円となりました。主なものは、受取配当金が53.4%減少し1億91百万円に、持分法による投資利益は合併証券の好調な業績を受けて28.1%増加し4億65百万円となりました。

特別損益

当第1四半期連結累計期間は、投資有価証券売却益で7億94百万円の特別利益を計上いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の営業収益は7.5%増加し207億2百万円、純営業収益は8.0%増加し203億95百万円となり、営業利益は10.6%増加し57億97百万円、経常利益は5.6%増加し66億25百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は20.7%増加し51億55百万円となりました。

(3) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の総資産は684億41百万円増加(前連結会計年度末比。以下、(3)において同じ。)し5,265億48百万円となりました。このうち流動資産は641億43百万円増加し4,794億71百万円となりました。主な増減は、預託金が63億99百万円増加し326億67百万円に、トレーディング商品(資産)が659億73百万円増加し2,640億26百万円に、信用取引資産が59億46百万円増加し447億5百万円に、現金及び預金が129億77百万円減少し435億50百万円となりました。また、固定資産は42億97百万円増加し470億76百万円となりました。主な増減は、投資有価証券が時価の上昇等により43億23百万円増加し311億9百万円となりました。

負債合計は667億7百万円増加し3,674億62百万円となりました。このうち流動負債は659億32百万円増加し3,489億19百万円となりました。主な増減は、トレーディング商品(負債)が270億53百万円増加し971億78百万円に、有価証券担保借入金が307億25百万円増加し355億30百万円に、預り金が140億47百万円増加し385億16百万円に、信用取引負債が44億59百万円減少し62億15百万円に、1年内償還予定の社債が35億32百万円減少し341億68百万円となりました。また、固定負債は7億45百万円増加し181億24百万円となりました。主な増減は、繰延税金負債が11億31百万円増加し29億24百万円となりました。

純資産合計は17億33百万円増加し1,590億85百万円となりました。主な増減は、その他有価証券評価差額金が24億13百万円増加し63億91百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財産上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)を定めております。その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は以下の通りです。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為(において定義する。以下、同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。

当社グループにおける企業価値の源泉は、証券業及び証券関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、前記のような濫用的な買収に対して、必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、このような当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、平成24年度より経営計画「Ambitious 5」を推進しております。更に、基本方針の実現に資する取組みとしては、コーポレート・ガバナンスの充実も重要と考え、取締役会を日常業務を遂行する執行取締役とそれ以外の非執行取締役で構成するとともに、意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入するなど、「経営と執行の分離」を図っております。また、内部監査は、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役を委員長とする監査委員会が行っており、社外取締役による業務執行状況のチェックが機能しやすい体制を構築しております。監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は各種会議等に参加して必要に応じて意見を述べているなど、監査役が十分な経営チェックを行える体制となっております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年6月27日開催の第101期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました(更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を、以下、「本プラン」という。)

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、(a)大量買付者に対し必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めております。

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わないなど、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、当該大量買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランによるルールに従って一連の手続が遂行されたかどうか、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するかどうかについては、取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。当社取締役会は、本プランに定められた対抗措置の発動に関する決議に際しては、必ず独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ同勧告を最大限尊重しなければなりません。

独立委員会は、社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者から、取締役会が選任する3名以上の委員により、構成されるものです。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対し独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。なお、この勧告は、公表されるものとします。

本プランの合理性(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由)

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、一定の評価期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」)を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、株主共同の利益に資するものと考えております。

更に、本プランの発効は株主総会の承認によるものであり、本プランの有効期間(第101期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで)の満了前であっても、株主総会の決議により本プランを廃止できることから、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様意思を適切に反映させる機会を確保するため、第101期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すもので

す。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなりません。

会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、などにより、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないために発動の阻止に時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	280,582,115	280,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日		280,582,115		36,000		9,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

なお、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるシュローダー・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・リミテッド、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドから当社株式を保有する旨の大量保有報告書の変更報告書が、平成27年6月19日付(報告義務発生日平成27年6月15日)で関東財務局長に提出されております。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,929,500		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 266,444,500	2,664,445	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 208,115		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		2,664,445	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式が29株含まれております。

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3-6-2	13,929,500		13,929,500	4.96
計		13,929,500		13,929,500	4.96

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第1四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	56,528	43,550
預託金	26,267	32,667
顧客分別金信託	25,105	31,505
その他の預託金	1,161	1,161
トレーディング商品	198,053	264,026
商品有価証券等	195,803	261,373
デリバティブ取引	2,250	2,653
信用取引資産	38,758	44,705
信用取引貸付金	35,985	36,806
信用取引借証券担保金	2,773	7,899
有価証券担保貸付金	79,468	79,045
借入有価証券担保金	79,468	79,045
立替金	95	35
短期差入保証金	9,675	11,475
短期貸付金	98	126
有価証券	10	-
未収収益	1,744	1,826
繰延税金資産	1,283	99
その他	3,378	1,947
貸倒引当金	35	36
流動資産合計	415,327	479,471
固定資産		
有形固定資産	8,841	8,851
無形固定資産	2,130	2,011
投資その他の資産	31,806	36,214
投資有価証券	26,786	31,109
長期差入保証金	1,969	1,982
退職給付に係る資産	2,411	2,477
その他	1,988	1,992
貸倒引当金	1,349	1,348
固定資産合計	42,778	47,076
資産合計	458,106	526,548

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	70,125	97,178
商品有価証券等	63,271	91,182
デリバティブ取引	6,854	5,996
約定見返勘定	10,901	12,429
信用取引負債	10,674	6,215
信用取引借入金	7,810	3,570
信用取引貸証券受入金	2,864	2,644
有価証券担保借入金	4,805	35,530
有価証券貸借取引受入金	3,805	35,530
現先取引借入金	999	-
預り金	24,468	38,516
受入保証金	7,230	8,620
短期借入金	98,228	97,755
短期社債	8,300	10,300
1年内償還予定の社債	37,701	34,168
未払法人税等	2,558	509
賞与引当金	3,807	1,612
役員賞与引当金	101	25
その他	4,082	6,057
流動負債合計	282,986	348,919
固定負債		
社債	6,103	5,756
長期借入金	7,800	7,800
繰延税金負債	1,792	2,924
役員退職慰労引当金	104	63
退職給付に係る負債	547	513
その他	1,031	1,068
固定負債合計	17,379	18,124
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	388	418
特別法上の準備金合計	388	418
負債合計	300,755	367,462

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,469	33,399
利益剰余金	82,140	81,962
自己株式	3,639	3,614
株主資本合計	147,970	147,747
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,978	6,391
為替換算調整勘定	69	13
退職給付に係る調整累計額	2,614	2,556
その他の包括利益累計額合計	6,663	8,935
新株予約権	196	231
非支配株主持分	2,522	2,171
純資産合計	157,351	159,085
負債純資産合計	458,106	526,548

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
営業収益		
受入手数料	10,940	11,046
委託手数料	4,240	5,078
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	130	116
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	4,952	4,270
その他の受入手数料	1,618	1,581
トレーディング損益	7,263	8,719
金融収益	1,061	936
営業収益計	19,266	20,702
金融費用	390	306
純営業収益	18,876	20,395
販売費及び一般管理費		
取引関係費	2,715	3,419
人件費	6,960	6,983
不動産関係費	1,491	1,485
事務費	1,457	1,578
減価償却費	441	448
租税公課	142	233
貸倒引当金繰入れ	-	0
その他	424	448
販売費及び一般管理費合計	13,634	14,597
営業利益	5,241	5,797
営業外収益		
受取配当金	411	191
受取家賃	148	146
持分法による投資利益	363	465
投資事業組合運用益	38	0
その他	71	47
営業外収益合計	1,033	851
営業外費用		
投資事業組合運用損	1	-
為替差損	0	22
その他	0	1
営業外費用合計	2	23
経常利益	6,272	6,625

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
特別利益		
投資有価証券売却益	-	794
特別利益合計	-	794
特別損失		
投資有価証券売却損	-	2
有価証券評価減	19	-
金融商品取引責任準備金繰入れ	19	29
特別損失合計	28	31
税金等調整前四半期純利益	6,244	7,388
法人税、住民税及び事業税	991	890
法人税等調整額	975	1,211
法人税等合計	1,967	2,101
四半期純利益	4,277	5,287
非支配株主に帰属する四半期純利益	5	131
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,271	5,155

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	4,277	5,287
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	52	2,413
為替換算調整勘定	49	82
退職給付に係る調整額	40	58
その他の包括利益合計	142	2,272
四半期包括利益	4,134	7,559
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,129	7,426
非支配株主に係る四半期包括利益	5	132

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 有価証券評価減は、投資有価証券に係る評価減であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
減価償却費	441百万円	448百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,722	14.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,333	20.00 (うち記念配当 4.00)	平成27年3月31日	平成27年6月29日

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成27年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	10,032	10,032	
有価証券担保借入金	4,805	4,805	
預り金	24,468	24,468	

(注) 1 投資有価証券の時価の算定方法

内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

2 有価証券担保借入金及び預り金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当第1四半期連結会計期間末(平成27年6月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額のうち、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

科目	四半期連結 貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	14,143	14,143	
有価証券担保借入金	35,530	35,530	
預り金	38,516	38,516	

(注) 1 投資有価証券の時価の算定方法

内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

2 有価証券担保借入金及び預り金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

前連結会計年度末(平成27年3月31日)

その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	4,959	10,022	5,063
債券	10	10	0
国債・地方債等	10	10	0
社債			
その他			
その他			
計	4,969	10,032	5,063

(注) 非上場株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

当第1四半期連結会計期間末(平成27年6月30日)

その他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	5,695	14,143	8,448
債券			
国債・地方債等			
社債			
その他			
その他			
計	5,695	14,143	8,448

(注) 非上場株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(平成27年3月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
株式	株価指数オプション取引			
	売建	975	18	0
	買建	3,550	1	1
	株券店頭オプション取引			
	売建	24,497	1,265	93
	買建	24,854	1,616	506

当第1四半期連結会計期間末(平成27年6月30日)

トレーディング業務で行うデリバティブ取引は、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
株式	株価指数オプション取引			
	売建	15,770	137	3
	買建	2,967	7	2
	株券店頭オプション取引			
	売建	36,012	2,012	5
	買建	45,189	2,681	379

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	16円6銭	19円33銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	4,271	5,155
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	4,271	5,155
普通株式の期中平均株式数(株)	265,896,487	266,737,053
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	16円2銭	19円30銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	770,002	408,998
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月10日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	晴	久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。